

別紙2 軽減用チラシ

令和6年度

郡山市認可保育施設に勤務する保育士等に係る保育料軽減について

対象児童が、市内の認可保育施設に入所している方向け

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則に基づき保育料を軽減します。

1 保育料軽減の流れ

4月1日付：保育料軽減に係る申出書を提出【書類提出は令和6年4月10日（水）まで】

※年度の途中から軽減の対象となる場合は、その日付で提出

4月20日前後：保育料の軽減に関して結果通知が届きます。

※申出書の提出が4月11日以降になった場合は、5月以降に結果通知が届きます。

3月31日まで随時：以下のいずれかの事由に該当する場合は、保育料軽減に係る申出書の提出をお願いします。

- ① 【新規】年度の途中から軽減の対象となった場合
- ② 【変更】連続して15日を超える全日の休暇（育児休業等）を取得する場合
- ③ 【変更】勤務している認可保育施設を退職する場合

2 提出する書類 ※認可保育施設または保育課に提出をお願いします。

○ 郡山市認可保育施設保育士保育料軽減に係る申出書

3 保育料軽減の申出書

保育料軽減に係る申出書は、市のウェブサイトに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。

【郡山市ウェブサイト > 郡山市子育てサイト > 目的別 >

保育所・幼稚園・こども園 > 保育人材確保事業補助金等について】

URL：<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kosodate/7066.html>

